## 獣医事審議会専門委員として遵守すべき行動規範

農 林 水 産 省 消費・安全局長

獣医事審議会専門委員は、獣医師国家試験問題を作成するに当たり、下記の事項について遵守しなければならない。

記

1 試験問題の作成について、厳正を保持し、不正な行為のないようにし なければならない。

※参考:国家公務員法第82条第1項(懲戒の場合)

職員が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令(国家公務員倫理 法第五条第三項の規定に基づく訓令並びに同条第四項及び第六項の規定に基づく規則 を含む。)に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合
- (1) 獣医師国家試験問題を作成する者として任命された委員であることから、 必ず自らが試験問題を作成すること。
  - ①他者への相談について
    - ・専門委員は自ら試験問題案を作成しなければならない。
    - ・試験問題案の作成に当たっては、専門委員、獣医事審議会長、試験部会 長、試験部会長代理、又は事務局以外の者に相談してはならない。ただし、 最新の知見、講義内容、学説、学名、一般的概念等、試験問題案に直接結 びつかない事項について確認を取る必要が生じた場合には、自らが専門委 員であることが公になっていることを念頭に置き、問題案の内容等が他者 に露見しないよう十分配慮した上で、上記専門委員等以外の者に確認を取 ることは可とする。
  - ②使用する図表等について
    - ・試験問題案に使用する図表等は、可能な限りオリジナルを使用すること

が推奨されるが、成書、学術文献、症例報告等を引用することも可とする。 しかしながら、既出の図表等を用いる場合は、単に類推により正答が導か れたり、特定の受験者が有利となることのないよう、問題案の内容には十 分配慮すること。

- (2) 自らが不正行為を行わないこと。また、他者が不正行為を行う機会を与えないこと。
  - ①試験問題案の漏えい防止について
  - ・試験問題案を受験者をはじめ他者に漏らしてはならない。また、他者が問題案を不正に入手することのないよう十分配慮すること。
  - ②講義・講演等について
  - ・試験問題案や類似問題を自らの講義や講演、試験等で使用したり、獣医師 国家試験への出題を示唆するような言動を取ってはならない。また、不正が 疑われる行動も厳に慎むこと。
- (3) データの管理を厳重に行い、漏えいがないよう十分配慮すること。試験問題案、又は試験問題案を類推させる情報を第三者が容易に閲覧できる状況で保存、廃棄しないこと。
  - ①試験問題案の作成・保存について
    - ・試験問題案を作成・保存するパソコンは、ログインパスワードを設定したり、ファイルやフォルダに閲覧制限する等、第三者がアクセスできない対策を講じること。
    - ・試験問題案を作成・保存するパソコンをインターネットに接続している 場合は、適切なウイルス対策を講じること。また、不慮のウイルス感染を 防止するため、フリーソフト等の不用意なダウンロード等は控えること。
    - ・MO、CD、USB メモリー等の電子媒体に試験問題案に関するデータを保存する場合は、保管場所を施錠する等により、閲覧、盗難、あるいは複製等を防止するよう厳重に管理すること。また、持ち運ぶ場合は紛失しないよう十分注意すること。
  - ②メールの使用について
    - ・試験問題案に関するデータをメールでやりとりしないこと。やむを得ず メールを使用する場合は、事務局の指示及び了解のもと、ウイルス対策が 講じられているパソコンによる送受信に限ること。また、メール送受信後 はメールボックス内のデータを確実に削除すること。

- 2 二親等以内の者が、当該年度の獣医師国家試験を受験することが予想 される者は、専門委員を辞退すること。
- 3 獣医師国家試験の受験者に対する受験対策(国家試験予想問題の作成・提供、大学や予備校における受験対策を目的とした講義や補習授業、受験対策用出版物の編集等)に関与してはならない。
- 4 専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員の職を 退いた後も同様である。
  - ※参考:国家公務員法第100条第1項(秘密を守る義務)

職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえど も同様とする。

- 5 健康上の理由等、やむを得ず専門委員の職務が遂行できなくなった場合、あるいはそのおそれがある場合は、直ちに獣医事審議会長に申し出ること。
- 6 専門委員として、常に最新の知識の吸収と技能の研鑽に励み、より良い試験問題の作成に努めること。
- 7 獣医師国家試験に携わる専門委員であることを自覚し、疑惑や不信を 招くような行為は慎み、高い倫理観を持った行動を心がけること。
- 8 専門委員就任に当たっては、この行動規範を熟知し、別紙の誓約書に 署名の上、公正中立に職務を遂行すること。

## 誓約書

## 農林水産大臣 殿

- 1 私は、「獣医事審議会専門委員の適格要件及び任命基準」の「1 適格要件」のすべての項目を満たすことに相違有りません。
- 2 私は、獣医事審議会専門委員としての責任を深く自覚し、 関係法令及び「獣医事審議会専門委員として遵守すべき行動 規範」の各事項を遵守し、公正中立に職務を遂行することを 誓います。

平成 年 月 日

氏名